

所得税の還付申告事前説明会



給与や年金から源泉徴収された
り予定納税した所得税額が年
間の所得税額より多いときは、確定
申告で納め過ぎの所得税の還付を受
けることができます。この申告を『還
付申告』と言います。三島税務署と
市役所では、還付申告者を対象に事
前説明会と相談会を開催します。

会場では、確定申告期間前でも申
告書の記載・提出ができますので、
ぜひご利用ください。
*昨年から個別呼び出し通知は送付して
いません。昨年の申告書と見比べるな
どして、資料を整えてお越しください。

対象となる人

●源泉徴収された所得税がある給与
所得者や年金所得者などで、雑損控
除、医療費控除、寄附金控除、住宅
借入金等特別控除などを受ける人

■ 三島税務署職員による還付申告事前説明会 ■

と き	ところ
2月3日(金)、 6日(月)、7日(火)	函南町役場 2階大会議室
2月1日(水)、 10日(金)	伊豆市役所本庁舎別館 2階大会議室
2月8日(水)	伊豆の国市役所大仁庁舎 2階第1会議室

三島税務署職員による相談会の問合せ 三島税務署 ☎055-987-6711
市役所相談会の問合せ(左ページ日程) 課税課 ☎055-948-2918

各控除に必要なもの

■ 雑損控除 ■

- *広報平成23年11月号21ページ参照
- ①災害を受けた資産の明細書
- ②被災等の証明書
- ③災害等に関連する支出の領収書

■ 医療費控除 ■

- ①平成23年中に支払った医療費の領収書
- ②高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額のわかるもの。

*領収書は病院や診療を受けた人ごとに分け
て金額を合計し、メモ用紙などに整理して
きてください。(市役所に医療費控除用の封
筒があります。)

■ 社会保険料控除 ■

国民年金・健康保険などの支払い金額
のわかるもの

*国民年金保険料については日本年金機構か
ら送付される控除証明書の提示が必要にな
ります。

*証明書などを紛失して納付金額がわからな
い場合は、日本年金機構(控除証明専用 ☎
0570(070)117) または三島年
金事務所(☎055(973)1444)
へお問い合わせください。

■ 生命保険料控除・地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除を含む) ■

保険会社等が発行する控除証明書

■ 障害者控除 ■

障害者手帳、療育手帳、精神障害者保
健福祉手帳、戦傷病者手帳、市町村長が
発行する障害者控除対象者認定書など(本

■ 寡夫控除 ■

用意する書類は特にありません。会場
でその旨を申し出てください。対象者は、
納税者本人がその年の12月31日の現況
で、次のすべての要件に当てはまる人。

- ①合計所得金額が500万円以下
- ②妻と死別または離婚後に婚姻していない
人
- ③生計を一にする子がいる人(この場合の子
は、総所得金額等が38万円以下で、他の人
の控除対象配偶者や控除対象扶養親族にな
っていない人に限る)

■ 配偶者控除 ■

用意する書類は特にありません。会場
でその旨を申し出てください。控除対象
配偶者とは、その年の12月31日の現況で、
次のすべての要件に当てはまる人です。

- ①民法の規定による配偶者であること(内縁
関係の人は該当しません。)
- ②納税者と生計を一にしていること
- ③年間の合計所得金額が38万円以下
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通
じて一度も給与の支払を受けていないこと
または白色申告者の事業専従者でないこと

■ 配偶者特別控除 ■

用意する書類は特にありません。会場
でその旨を申し出てください。配偶者特
別控除は夫婦の間で互いに受けることは
できません。要件は次のとおりです。

- ①控除を受ける人のその年における合計所得
金額が1,000万円以下であること
- ②配偶者が次のすべてに当てはまること
イ 民法の規定による配偶者であること
(内縁関係の人は該当しません)
- ロ 納税者と生計を一にしていること
- ハ 青色申告者の事業専従者としてその年に

人、扶養親族方)

■ 寄附金控除 ■

①政治活動に関する寄附金については、
選挙管理委員会等の確認印のある『寄
附金(税額)控除のための書類』

*確定申告書の提出時に書類が間に合わ
ない場合は、寄附金の受領書の写しを
添付して申告し、後日税務署に提出。
②その他の寄附(東日本大震災に係る義
援金を含む)は、寄附した団体等から
の寄附金の受領証

③一定の特定公益増進法人・公益社団法
人等に対する寄附については、法人が
適格であることなどの証明書等の写し

■ 寡婦控除 ■

用意する書類は特にありません。会場
でその旨を申し出てください。対象者は
次のとおりです。

- ①夫と死別または離婚後に婚姻していない人
などで、扶養親族がいる人または生計を一
にする子がいる人(この場合の子は、総所
得金額等が38万円以下で、他の人の控除対
象配偶者や控除対象扶養親族になっていな
い人に限る)
- ②夫と死別後婚姻していない人などで、合計
所得金額が500万円以下の人(扶養親族
などの要件はなし)

*なお、寡婦に該当する人が次のすべての要
件を満たすときは、『特定の寡婦』に該当し、
寡婦控除の額を増額する特例があります。

- イ 夫と死別または離婚後に婚姻していな
い人や夫が生死不明な一定の人
- ロ 扶養親族である子がいる人
- ハ 合計所得金額が500万円以下

一度も給与の支払を受けていないことま
たは白色申告者の事業専従者でないこと
二 ほかの人の扶養親族となっていないこと
ホ 年間の合計所得金額が38万円超76万円
未満であること

■ 扶養控除 ■

用意する書類は特にありません。会場
でその旨を申し出てください。控除対象
扶養親族とは、扶養親族のうち、その年
12月31日現在の年齢が16歳以上の人をい
い、その年の12月31日(納税者が年の中
途で死亡または出国する場合はその時)
の現況で、次のすべての要件に当てはま
る人です。

*出国とは、納税管理人の届出をしないで国
内に住所・居所を有しないようになること
をいいます。

- ①配偶者以外の親族(6親等内の血族・3親
等内の姻族)または都道府県知事から養育
を委託された児童(いわゆる里子)や市町
村長から養護を委託された老人であること
- ②納税者と生計を一にしていること
- ③年間の合計所得金額が38万円以下であること
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通
じて一度も給与の支払を受けていないこと
または白色申告者の事業専従者でないこと

■ 住宅借入金等特別控除 ■

各種書類が必要になります。
三島税務署(☎055(987)6711)また
は国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)『暮ら
しの税情報マイホームを持つ
たとき』で確認ください。



扶養控除の見直しが行われました。

- ①年齢16歳未満の扶養親族
(以下『年少扶養親族』)
に対する扶養控除が廃止さ
れ、扶養控除の対象が、年
齢16歳以上の扶養親族(以下『控除対象扶養親族』)
とすることになりました。
- ②年齢16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の
額が38万円とすることとされました。これに伴い、
特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満
の控除対象扶養親族に変更されました。

同居特別障害者加算の特例措置が変わりました。

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたこと
に伴い、居住者の控除対象配偶者または扶養親族が同居
特別障害者である場合に配偶者控除または扶養控除の
額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対
する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害
者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加
算した額)とする制度に改められました。



- 年末調整で控除しなかった社会保
険料控除、生命保険料控除、地震
保険料控除、障害者控除、寡婦控
除、配偶者控除、配偶者特別控除、
扶養控除などを受ける人
- 給与所得者で、年の途中で退職し
て年末調整ができなかった人

必ずご利用ください

- 平成23年分の給与所得の源泉徴収
票または公的年金の源泉徴収票
- 還付金を受ける金融機関の口座番
号がわかるもの(本人名義の口
座)、認印

■ 市役所相談会 ■

と き	ところ
2月6日(月) 7日(火) 9日(木) 10日(金) 13日(月) 14日(火) 15日(水)	【受付時間】 午前の部 9:00 ~11:00 午後の部 13:00 ~16:00 伊豆の国市役所 大仁庁舎 2階第1会議室

*9日(木)は三島税務署職員が出張します。
*混雑する場合は、受付時間終了前でも受付を打ち切
る場合があります。